

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年12月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月3日から47年2月1日まで

私は、昭和46年12月3日から平成16年6月30日までの期間、A社に勤務していたが、昭和46年12月3日から47年2月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間と記録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社日が記載されたA社の事業主の手帳及び同社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料台帳の報酬月額及び保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月25日から40年3月6日まで
② 昭和40年9月27日から42年1月1日まで
③ 昭和42年2月20日から43年10月1日まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①から③までについて、昭和44年2月4日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所には、申立人に係る「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保管されており、当該報告書の被保険者期間欄、支給額欄及び支給年月日欄に記載された内容は、オンライン記録と全て一致している。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給決定日より前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年2月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、備考欄に脱退手当金の支給を意味する記載とともに「44. 1. 28」の日付印が確認できるところ、当該日は、上記報告書の裁定年月日欄に記載された内容と一致する。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。